

○ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）で延べ面積が275㎡未満のものを追加した。（令第12条第1項関係）  **面積に関係なく要設置**

- (1) 令別表第1 **(6)項口(1)** 及び **(3)** に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1 **(6)項口(2)**、**(4)** 及び **(5)** に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）

平成27年4月1日施行
平成30年3月31日までの経過措置

長崎市認知症高齢者グループホーム火災を受けての主な法令改正②

○ 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し
令別表第1 **(6)項口**、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、同表 **(6)項口**に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける**消防機関へ通報する火災報知設備**にあつては、**自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動**するものとしたこと。

ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでないものとした。(規則第25条関係)

平成27年4月1日施行
平成30年3月31日までの経過措置

福岡市診療所火災の概要等について

福岡市における診療所火災の概要

発生日時：平成25年10月11日(金) 2時22分覚知
3時39分鎮圧 4時56分鎮火
構造・階層：鉄骨(S)造及び鉄筋コンクリート(RC)造
地下1階 地上4階建て・準耐火構造
延べ面積：681.71㎡
焼損程度：全焼（焼損床面積:282㎡）
人的被害：死者10名、負傷者5名(重症4名、中等症1名)
消防活動状況：消防署 消防隊34隊、消防団 消防隊3隊
出火原因等：1階処置室付近から出火



(建物外観)

- 火災による死者はいずれも高齢者で、その大半は自力歩行困難者であったと考えられる。
- 施設からの通報、初期消火及び患者の避難誘導がされなかった。
- 防火戸が閉鎖されなかったこと等により煙が建物内に充満したものと推測される。

建物概要

用途：診療所（消防法施行令別表第1(6)項イ）

建築年：昭和44年（昭和48年に増築、これ以降さらに増築された部分が確認された）



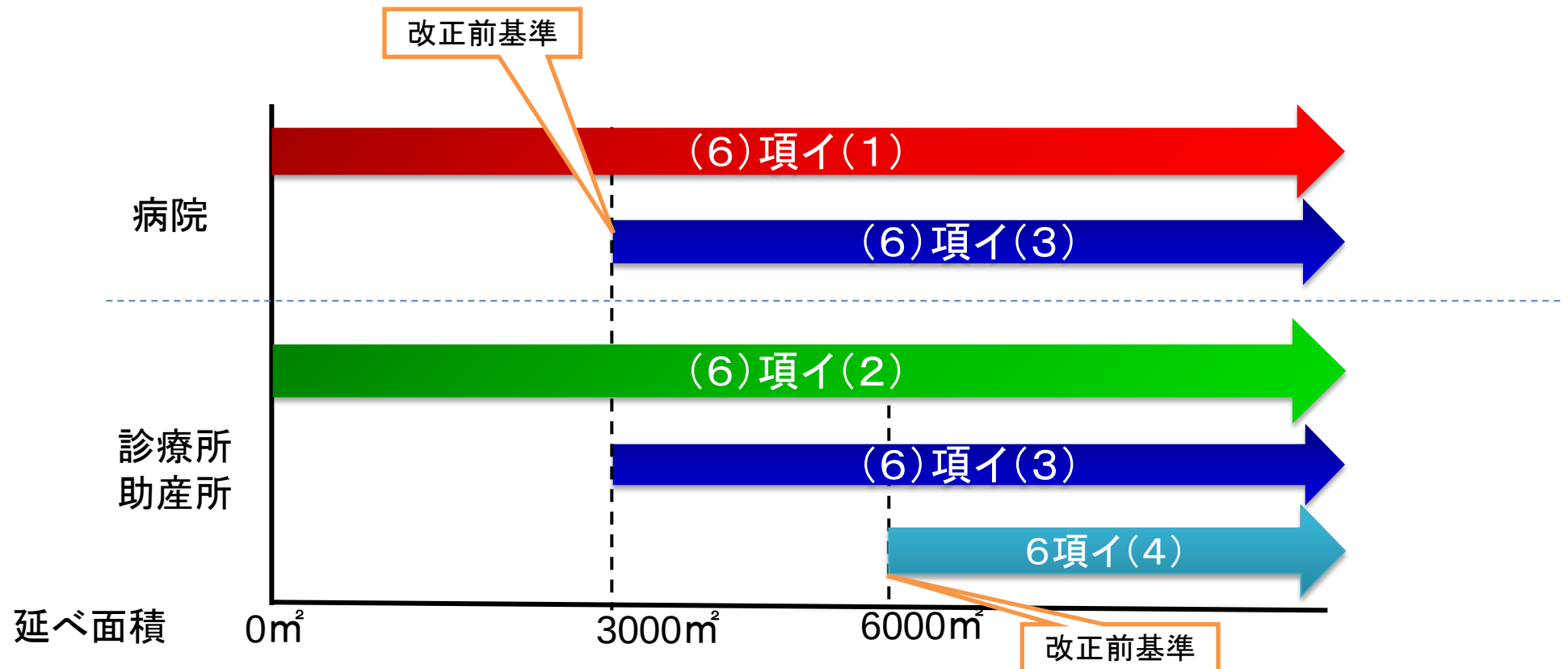
4



位置図

病院にあっては延べ面積 $3,000\text{m}^2$ 以上、診療所及び助産所にあっては延べ面積 $6,000\text{m}^2$ 以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、**(6)項イ(1)及び(2)**については、**原則として、延べ面積にかかわらず設置**することを義務付ける(延焼を抑制する施設構造を有するものは例外として設置不要。)。

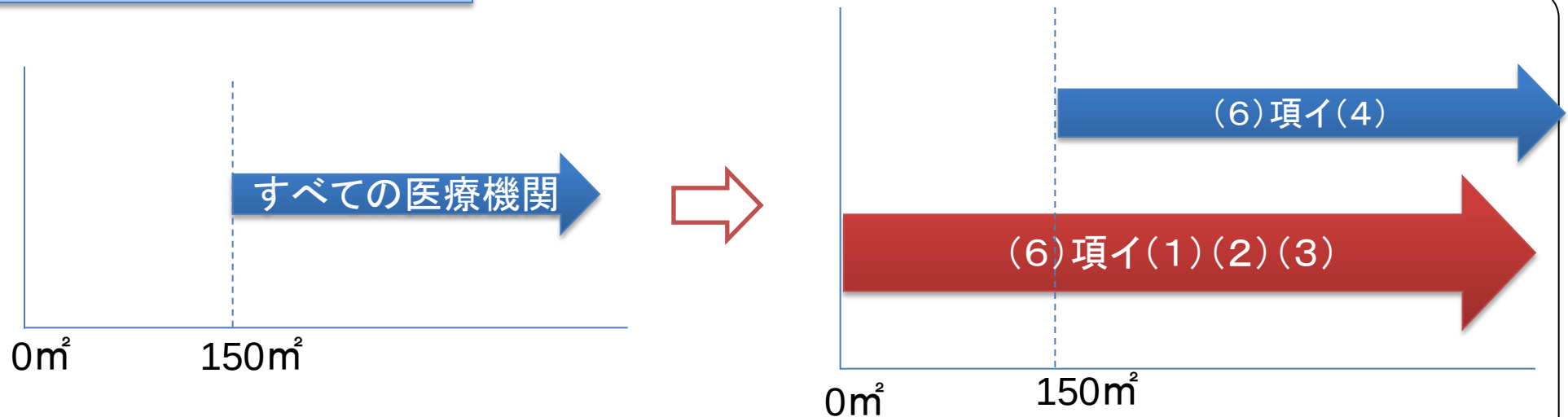
また、**(6)項イ(3)**については、延べ面積 **$3,000\text{m}^2$ 以上**(平屋建てを除く。)のものに設置を義務付ける。



消火器又は簡易消火用具の設置基準の見直し

(6)項イ(1)(2)(3)について、延べ面積 150m^2 以上のものに設置が義務付けられている消火器又は簡易消火用具を、**延べ面積にかかわらず設置**することを義務付ける。

消火器又は簡易消火器具



参考 【検討会報告書(抜粋)】

消火器の設置

消火器は、火災の初期段階における消火に対し非常に有効なものであり、消火器を含めた消火設備が全く設置されていない場合は、たとえ火災を早く覚知することができても、その拡大を抑えることができないため、有床診療所及び病院には必ず消火器を設置すべきである。

※消火器設置対象物(厚生労働省調べ) 有床診療所 97.8% 病院 98.0%

消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

6項イ
(1)(2)(3)

(6)項イ(1)～(3)について、延べ面積500㎡以上のものに設置が義務付けられている消防機関へ通報する火災報知設備を、**延べ面積にかかわらず設置**することを義務付ける。

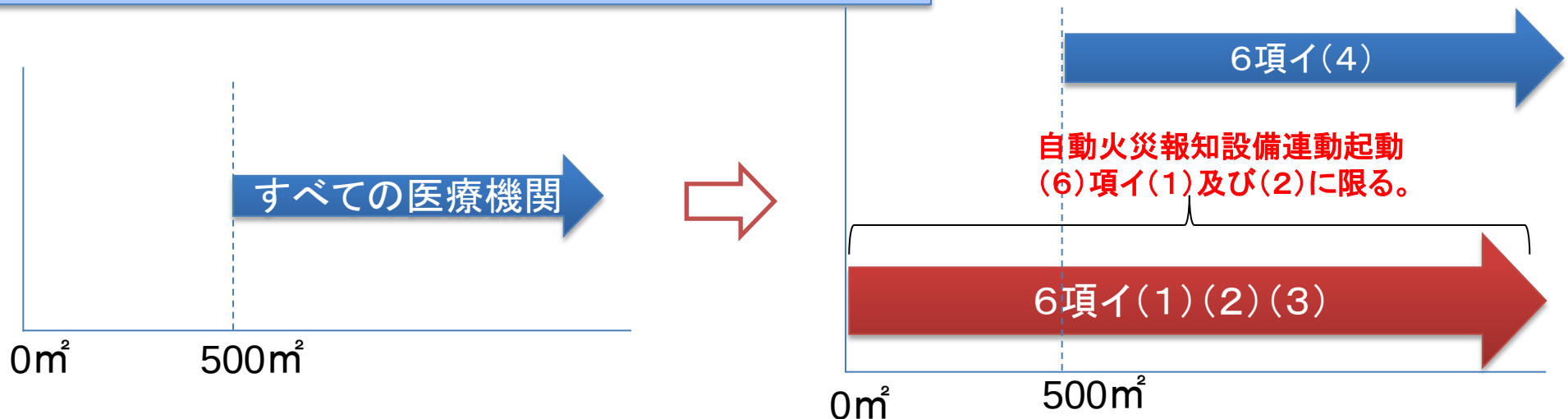
6項イ(3)
は対象外

また、(6)項イ(1)及び(2)に設置される消防機関へ通報する火災報知設備については、**自動火災報知設備との連動**を義務付ける。

(6)項イ(1)及び(2)が消防機関からの距離が500メートル以内の場所にある場合においても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければ**ならない**こととする(同一建築物内の場合は除く。)

※ 併せて連動基準、特定火災通報装置の(6)項イ適用等の告示基準を改正

消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置等)



施行期日、経過措置について

【施行期日】平成28年4月1日（一部平成27年3月1日）

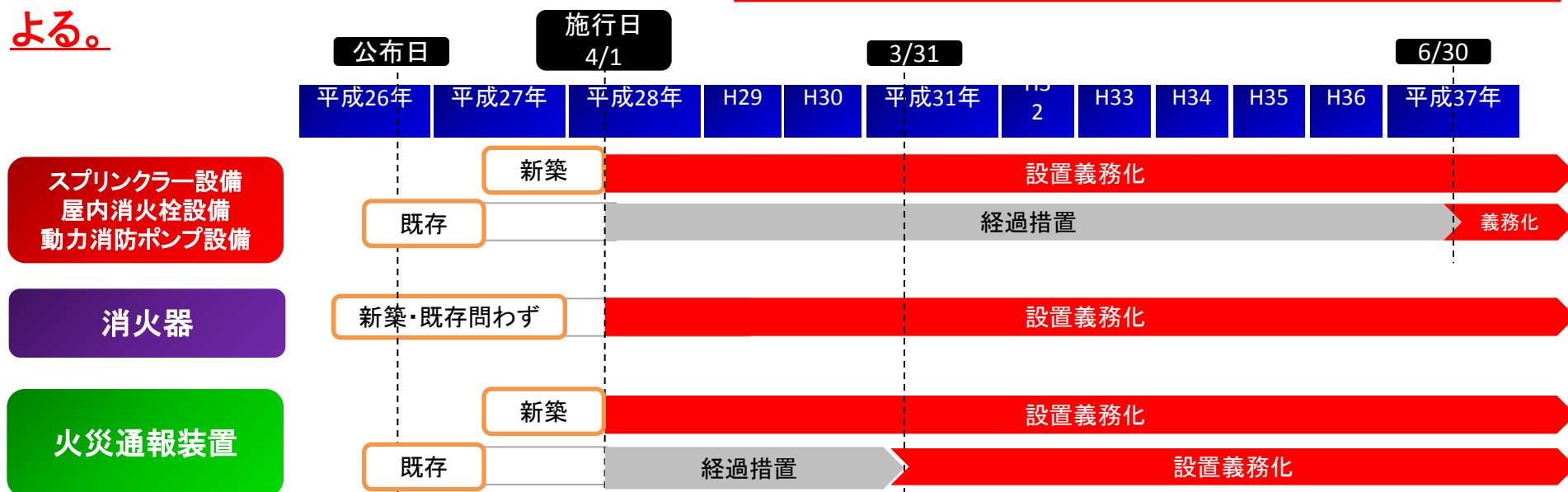
【経過措置】

(1) スプリンクラー設備、屋内消火栓設備（及び動力消防ポンプ設備）について

スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物（施行の際に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。（2）において同じ。）における未設置等基準未適合の設備の技術上の基準は、平成37年6月30日までの間、なお従前の例による。

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務の範囲の拡大については、既存の防火対象物における設備の技術上の基準は、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。



改正まとめ ※病院・診療所・助産所別

(6)項イ(3)

	病院		診療所		助産所		
	(6)項イ (1)	(6)項イ (3)	有床		(6)項イ (4)	(6)項イ (3)	(6)項イ (4)
			(6)項イ(2)	(6)項イ(3)			
消火器	150㎡⇒すべて				改正なし (150㎡以上)	150㎡ ⇒すべて	改正なし (150㎡以上)
スプリンクラー	3000㎡ ⇒すべて	改正なし (3000㎡以上)	6000㎡ ⇒すべて	6000㎡ ⇒3000㎡	改正なし (6000㎡以上)	6000㎡ ⇒3000㎡	改正なし (6000㎡以上)
屋内消火栓	内装制限時 2、3倍読み ⇒1000㎡	改正なし (2、3倍読み)	内装制限時 2、3倍読み ⇒1000㎡	改正なし(2、3倍読み)			
火災 通報装置	500㎡以上 ⇒すべて				改正なし (500㎡以上)	500㎡以上 ⇒すべて	改正なし (500㎡以上)
連動起動	すべて	—	すべて	—			

改正まとめ ※規制別

	病院	診療所	病院	診療所	助産所	診療所	助産所
		有床	(1)以外のもの	有床 (2)以外のもの	有床	無床	無床
	(6)項イ(1)	(6)項イ(2)	(6)項イ(3)			(6)項イ(4)	
消火器	150㎡⇒すべて					改正なし (150㎡以上)	
スプリンクラー	3000㎡(6000㎡) ⇒すべて		改正なし (3000㎡以上)	6000㎡ ⇒3000㎡		改正なし(6000㎡以上)	
屋内消火栓	内装制限時2、3倍読み ⇒1000㎡		改正なし (2、3倍読み)				
火災 通報装置	500㎡以上 ⇒すべて					改正なし (500㎡以上)	
連動起動	すべて		—				

主な消防用設備等に係る制度(おさらい)

消防用設備等の着工届出制度①(法第17条の14)

法第十七条の十四 甲種消防設備士は、第十七条の五の規定に基づく政令で定める工事(**※次ページ**)をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の**十日前**までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

法第十七条の五 消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事(設置に係るものに限る。)又は整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。

- 一 第十条第四項の技術上の基準又は設備等技術基準に従つて設置しなければ**ならない**消防用設備等
- 二 設備等設置維持計画に従つて設置しなければ**ならない**特殊消防用設備等

危険物許可施設を指す。

義務設置となる消防用設備等が**対象**。
したがって、**自主設置**のものは**対象外**。

消防用設備等の着工届出制度②(政令で定める工事とは)

令第三十六条の二 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等(第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、第四号から第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等(これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限り、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。)の設置に係る工事とする。

- 一 屋内消火栓設備
- 二 スプリンクラー設備
- 三 水噴霧消火設備
- 四 泡消火設備
- 五 不活性ガス消火設備
- 六 ハロゲン化物消火設備
- 七 粉末消火設備
- 八 屋外消火栓設備
- 九 自動火災報知設備
- 九の二 ガス漏れ火災警報設備
- 十 消防機関へ通報する火災報知設備
- 十一 金属製避難はしご(固定式のものに限る。)
- 十二 救助袋
- 十三 緩降機

避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしごを**含む**ことが質疑応答にて明確化された。

これらが着工届を要する設備！！

消防設備士の独占業務(令第36条の2)

- 前ページに掲げる消防用設備等の**工事**については、**甲種消防設備士**でなければならないことになっている。
- 前ページに掲げる消防用設備等の**整備**については、**甲種**及び**乙種消防設備士**でなければならないことになっている。
- **消火器**及び**漏電火災警報器**の**整備**については、**乙種消防設備士**でなければならないことになっている。
- 消防設備士は、**点検**もすることができる。
- 消防設備士免状は、消防用設備等の種類によって**特類**及び**第1類から第7類まで**区分されており、保有している免状に該当する消防用設備等のみ、**工事**、**整備**及び**点検**をすることができる。

独占業務は、
工事と**整備**！

点検は、**消防設備点検資格者**も行うことができる。
なお、消防用設備等の種類によって、**特種**、**第1種**、**第2種**の免状がある。

消防用設備等の設置届出及び検査制度①(法第17条の3の2)

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるもの(※次ページ)の**関係者**は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(以下「設備等技術基準」という。)又は設備等設置維持計画に従って設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等(政令で定めるものを除く。)を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に**届け出て、検査**を受けなければならない。

令第三十五条第二項

2 法第十七条の三の二の政令で定める消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等(以下「特殊消防用設備等」という。)は、**簡易消火用具**及び**非常警報器具**とする。

⇒設置届及び検査**不要**

義務設置となる消防用設備等が**対象**。
したがって、**自主設置**のものは**対象外**。

消防用設備等の設置届出及び検査制度②(政令で定めるものとは)

令第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(六)項口、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) ➡ ※次ページ

二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項並びに(十六の三)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が**三百平方メートル以上**のもの

三 別表第一(五)項口、(七)項、(八)項、(九)項口、(十)項から(十五)項まで、(十六)項口、(十七)項及び(十八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が**三百平方メートル以上**のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて**指定**するもの

四 前三号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が**避難階以外の階**に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が**二**(当該階段が**屋外**に設けられ、又は**総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合**にあつては、**一**)**以上設けられていないもの**

特定一階段等防火対象物という。

この規定では、**2**階も除いている。

検査対象物

- ・特別避難階段
- ・平成14年消防庁告示第7号適合階段

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加した。 面積に関係なく要検査

- (1) 令別表第1 (2)項ニ及び(5)項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1 (6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- (3) 令別表第1 (16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(前(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

平成27年4月1日施行

消防用設備等の設置届出及び検査制度④(総務省令で定めるところによりとは)

規則第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の**関係者**は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から**四日以内**に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて**届け出**なければならない。

- 一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書
- 二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に適合しているかどうかを**検査**しなければならない。

3 前項の検査において、第三十一条の四第一項の**認定**を受け、同条第二項の規定による**表示**が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に**適合するものとみなす**。

4 消防長又は消防署長は、第二項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めたときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第一号の二の三の二による**検査済証**を交付するものとする。

消防用設備等定期点検報告制度①(法第17条の3の3)

法第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の**関係者**は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところ(※次ページ)により、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては**消防設備士免状**の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては**自ら**点検し、その結果を消防長又は消防署長に**報告**しなければならない。

令第三十六条第二項

2 法第十七条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

- 一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が**千平方メートル以上**のもの
- 二 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ、(十七)項及び(十八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が**千平方メートル以上**のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて**指定**するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの ⇒ **特定一階段等防火対象物**

消防設備点検資格者

消防用設備等定期点検報告制度②(総務省令で定めるところとは)

規則第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、**一年以内で消防庁長官が定める期間ごと**に行うものとする。

3 防火対象物の**関係者**は、前二項の規定により点検を行つた結果を、**維持台帳**(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。)に**記録**するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に**報告**しなければならない。

一 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物 **一年に一回**

二 令別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ、(十七)項及び(十八)項までに掲げる防火対象物 **三年に一回**

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)

- **機器点検 = 半年に1回**
- **総合点検 = 1年に1回**

